一般市道八条通(1)の違法放置物件について,道路法第44条の2第1項の規定に基づき除去し,同条第2項の規定に基づき保管していますので,同条第3項の規定に基づき公告します。

平成29年6月22日

京都市長 門川 大作

## 1 除去した違法放置物件

| 名称又は種類 | 形状(単位:mm)                               | 数量 |
|--------|---|----|
| 手提げ袋   | $4\ 0\ 0 \times 4\ 5\ 0 \times 2\ 5\ 0$ | 2個 |

- 2 除去した違法放置物件の放置されていた場所 南区東九条上殿田町59番
- 3 違法放置物件を除去した日平成29年6月16日
- 4 違法放置物件の保管を開始した日 平成29年6月16日
- 5 違法放置物件の保管場所南部土木事務所大宮倉庫(下京区塩屋町283番2地先)
- 6 連絡先

建設局土木管理部南部土木事務所 Т丘(075)691-3158

(南部土木事務所)